

国際予備審査機関 CN	中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) ¹	附属書 E CN
予備審査手数料 (PCT規則58) ²	人民元 (CNY)	1,500
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) ³	CNY	1,500
取扱手数料 (PCT規則57.1) ⁴	200 スイス・フランに相当する CNY	
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料 (PCT規則71.2)	1 頁につき CNY	2
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料 (PCT規則94.2)	1 頁につき CNY	2
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	CNY	200
後払手数料 (PCT規則13の3.2)	CNY	200
国際予備審査のために受理する言語	中国語, 英語	
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、中華人民共和国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	

- 1 中華人民共和国知識産権局 (CNIPA) は、国際調査を同官庁が行う (又は行った) 場合に限り、国際予備審査機関として行動することができる。
- 2 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- 3 この手数料は、国際予備審査機関に特別の事情がある場合にのみ支払う。
- 4 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (対応する附属書C (IB) の脚注参照)。更に詳細については、2008年5月29日付公示 (PCT公報) 69頁、手数料表第4項参照。